



軒先・在宅避難 今なお

ある。中には被災住宅の応急修理制度を使ったため、補修済みと見なされ仮設住宅に入れない世帯も。資金や建築業者の不足もあり、不安なままの生活が長期化している。

益城町548世帯 再建見通せず

「こんなに長引くとは」

難を始めてから、3年にわたりしたことがあります。假設住宅への入居は、みは2度落選。庭にやへりえを設置するやむなく点検修査制度で世帯最大57万6千円で用した。補助を受けた仮設には入居できません。当時は一刻も早く自宅を再建するつもりでした。

ところが、復旧工事中で建築業者が見つけ、軒先避難のまま冬を越すことになりました。8月の着工が決まり年内は今の生活が続木さんは「こんなにとは思わなかつた」と表情を見せる。

同此馬水の井田ヒロシさん（58）は、半腰の臣で次男（59）と暮らす。第45回で申請した2階建ては、床や壁に電集が入つたままだ。地震當時、次男が気で入院するなどしており、1人で仮設に入るのをなされなければならなかった。応急修理制度で屋根などを補修。水道は1年待つても復旧せず、早く自ら修理した。長男の知人に頼んで直した。

町はこうした在宅避難者を訪問してや軒先避難者宅を訪問しているが、数ヶ月に一回程度で詳しい生活状況は把握できていない。東日本大震災の被災地で在宅避難者の調査を主導した仙台弁護士会の佐々木好志弁護士は「時間がたつほど過酷な生活慣れや諦めが生じる。外部から積極的に働き掛けないと、生活再建の格差が広がっていく」と指摘している。(増知里)

社說

大災害で自宅が損壊したものの個々の事情で仮設住宅や災害公営住宅に入れず、劣悪な住環境で暮らす在宅被災者の対策が遅れている。東日本大震災で顕在化した問題は2016年の熊本地震や台風10号豪雨で繰り返され、支援の隙間に陥る被災者が続出した。大災害の時代、早急な制度構築や法整備が求められる。石巻市の津波浸水域域には今、一見無傷に見える住宅が点在する。内部は津波、損壊、災害救助法に基づく応急修理の支援金や、被災者生活再建支援金などの公的制度を活用し、支補したが、資材や人件費

の高騰で行き届かず、床下から雑草が生える家もある。一方公的制度を使う「固定する住家がある」と判断され、原則として仮設住宅に入居を拒否される。

石巻市は本年度、津波避難区域に住む在宅被災者を対象に、住宅補修費を最大76万円補助する独自制度を設けた。

が時期の制度新設が、在宅被災者対策の遅さを物語る。熊本地震では、在宅被災者の問題が「軒先避難」などとしてクローズアップされた。

よえた支援

教訓踏まえた支援の拡充を

や情報提供が後回しにした。高齢や病気、障害者で所に行けず、在宅避難をなくされた事例もあつた。間がたつほど、無力感やの拡充を抱く被災者が増えてい仙台弁護士会は15年11月2年間、宮城県の沿岸体で在宅被災者563世戸別訪問型法律相談を開いた。相談者は大半が65歳で年金給与者や低所得者、支援制度が実際に合わない現実が浮き彫りになつた。

た。時
余儀
避難
探め
援を行
メントの構築を訴えた。
東日本大震災では、住宅
建への公費投入など踏み込
だ対応があつた半面、被災
規模、形態が想定を超え、
援制度の隙間が多數現れた。
首都直下型地震や南海トラフ
巨大地震が発生すれば、
宅被災者は10万人単位で発
すると言われる。復興に周
遅れる災害弱者を再び生じ
出さないためにも、過去の教
訓を踏まえた対策が急務だ。

対象世帯数は4600。一復興ヘラストスパートをかけ
る」(村井嘉浩宮城真知事)

繰り返された事実は重い。

同会は今年2月、8項目の
提言を発表した。弁護士の側
から災害弱者を訪ねて支援策

出典：河北新報 2018 年 4 月 26 日付

(傍線は高橋千鶴子事務所による)

出典：西日本新聞 2018年4月8日付

(傍線は高橋千鶴子事務所による)

事務連絡
平成30年7月17日

岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、
島根県、岡山県、広島県、山口県、
愛媛県、高知県、福岡県
災害救助担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
内閣事務官（被災者行政担当）

平成30年7月豪雨に係る応急仮設住宅について

今般の平成30年7月豪雨において、避難所で生活されている被災した方々が速やかに応急仮設住宅に移つていただく観点から以下の点につき御了知願いたい。
また、管内市町村に対して、下記内容に関する情報提供を併せてお願いします。

記

1. 入居対象者

応急仮設住宅は、以下の方なども入居することが可能であるので、この旨了知されたい。

ただし、応急修理を併せて利用することはできないことに留意すること。

- ① 住宅の被害を受け、現在、避難所として利用されている方や、ホテル等に身を寄せている方
- ② 二層以上に複数の住室が被害を受けた方（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している方
- ③ 「半壊」（「大規模半壊」を含む。）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての再利用ができず、自らの住居に居住できない方

2. 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅（以下「借上型仮設住宅」という。）の対象経費
- 借上型仮設住宅を提供する場合の対象経費は、家賃の他、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、管理費、入居特権等交換費などが対象となるので、ご留意願いたい。
- ただし、賃主又は仲介業者との契約に不可欠なものに限る。

3. 借地料
- 災害救助法による応急仮設住宅は、公有地等を予定しているところであるが、土地の利便性や、運やかかる用地確保の観点から民有地を活用したことと伴う土地の借料についても、個別の状況に応じて、通常用したことを範囲内で災害救助法の国庫負担の対象となるので、必要に応じ協議されたい。

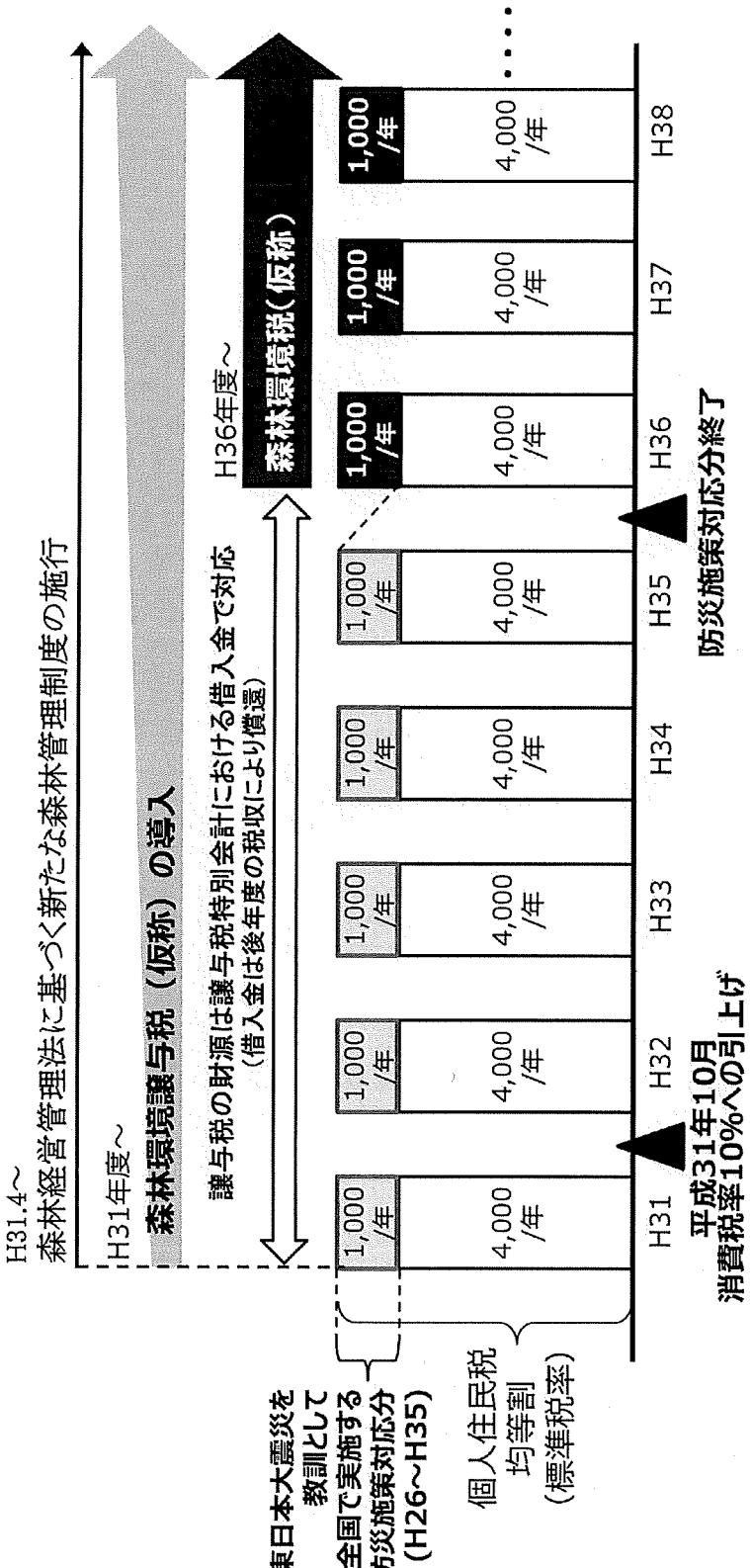
4. 造成費及び土地の原状回復費
- 応急仮設住宅の建設用地における土地の造成費（権利調査、測量、造成設計、盛り土、切り土など）及び応急仮設住宅を解体撤去する際の用地の原状回復費については、災害救助法の国庫負担の対象となるので、必要に応じご相談願いたい。

5. 防火対策等
- 応急仮設住宅の防火対策等を強化するために、次の設備、備品を整備した場合には、これに要する経費に当たつては、災害救助法の国庫負担の対象となるため、具体的な整備をつけて実施されたい。
- ① 応急仮設住宅の野外に設置されている消火器に加えて、各住戸への消火器の設置
 - ② 集会所、談話室へのAED（自動体外式除細動器）の設置（なお、設置に当たつては、必要な場合に活用できるよう、管理者等を定めるなど適切な管理を行うこと。）
 - ③ 各住戸、集会所及び談話室内への非常ベルの設置

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設フレーム(案)

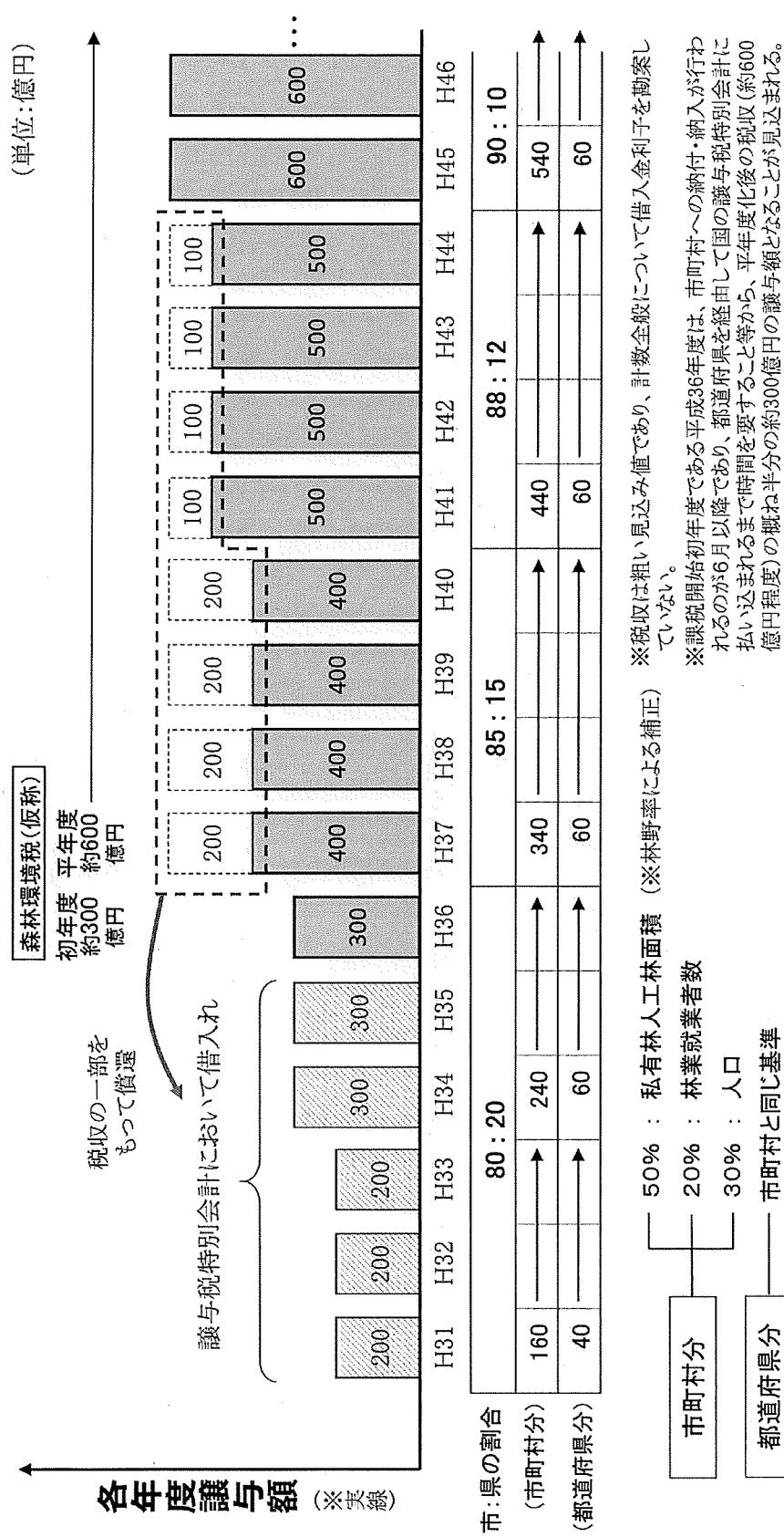
- 平成36年度から森林環境税(仮称)の課税を開始し、国民の負担増を伴わずに、森林整備等に要する財源を確保。
- 一方で、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税(仮称)は、平成31年度から譲与。
- 平成35年度までの間ににおける譲与財源は、後年度における森林環境税(仮称)の税収を先行して充てるとするという考え方の下、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより対応。借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもつて確実に償還。

※森林経営管理法(平成31年4月施行)を踏まえ、森林環境税(仮称)の創設を含め、以上の内容を一体として法案化し、
平成31年通常国会に提出。



各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準(案)

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 用途の対象となる費用と関連の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



※税収は粗い見込み値であり、計数全般について借入金利子を勘案していません。
※譲税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を通じて国の譲与特別会計に払い込まれるまで時間を要することから、平年度化後の税収(約600億円程度)の概ね半分の約300億円の譲与額となることが見込まれる。

平成30年度税制改正大綱（森林環境税（仮称）関係部分抜粋）

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

4 森林吸収源対策に係る地方財源の確保

(前略) 自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う新たな制度を創設することとされおり、森林里連法令の見直しを行い、平成31年4月から施行することが予定されている。その見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、以下を内容とする森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

森林環境税（仮称）は国税とし、都市・地方を通じて、国民一人が等しく負担を分かち合って、国民皆で、温室効果ガス吸収源等としての重要な役割を担う森林を支える仕組みとして、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収を行う。

森林環境税（仮称）は、地方の固有財源として、その全額を、國の一般会計を経ずに、交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込んだ上で、市町村及び都道府県に対して、森林環境譲与税（仮称）として譲与する。森林環境譲与税（仮称）については、法令上使途を定め、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないものとする。

森林環境税（仮称）については、消費税率10%への引上げが平成31年10月に予定されていることや、東日本大震災を教訓として各地方公共団体が行う防災施策に係る財源確保のための個人住民税均等割の税率の引き上げが平成35年度まで行われていること等を考慮し、平成36年度から課税する。税率は、新たな森林管理制度の施行後ににおいて追加的に必要となる需要や国民の負担感等を勘案し、年額1,000円とする。

一方で、森林現場における諸課題にはできる限り早期に対応する必要があり、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税（仮称）の譲与は、平成31年度から行う。

平成35年度までの間ににおける譲与財源は、後年度における森林環境税（仮称）の収入を先行して充てるとする考え方の下、暫定的に交付税及び譲与税配付金特別会計により対応する。市町村の体制整備の進捗に伴い、余々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税（仮称）の収入の一部をもつて確実に償還する。

集中復興期間における復興関連予算の執行状況

復興序

新約全書

(単位: 億円)

区分	26年度						27年度			23～27年度 執行見込額		
	23年度 支出済 歳出額	24年度 支出済 歳出額	25年度 支出済 歳出額	支出済 歳出額	繰越額 歳出額	執行 見込額	支出額 歳出額	繰越額 歳出額	執行 見込額	支出済 歳出額	不用額 歳出額	
① 被災者支援	12,244	3,523	1,398	963	96	1,059	665	1,014	170	1,185	198	19,145
② 住宅再建・復興まちづくり	17,423	26,544	18,020	13,820	10,698	24,519	1,756	12,457	10,473	22,931	1,253	88,267
③ 産業・生業(なりわい)の再生	27,204	5,415	4,846	1,116	583	1,700	547	1,440	593	2,033	445	40,023
④ 原子力災害からの復興・再生	9,775	3,690	5,805	8,263	3,582	11,846	2,707	8,009	2,233	10,242	1,925	35,544
⑤ 震災復興特別交付税	21,408	6,704	5,771	4,116	—	4,116	1,607	4,415	—	4,415	—	42,416
⑥ 全国防災対策費	1,376	6,911	4,008	2,135	389	2,525	251	1,602	638	2,240	159	16,035
⑦ その他(復興償還費等)	80	10,342	8,714	7,504	1	7,505	1,733	8,158	1	8,160	1,137	34,800
合計	89,513	63,131	48,566	37,921	15,352	53,273	9,268	37,098	14,111	51,209	5,118	276,231
歳出予算現額	148,243	97,402	75,089		62,542			56,328			—	290,342
率	60.4%	64.8%	64.7%	60.6%	24.5%	85.2%	14.8%	65.9%	25.1%	90.9%	9.1%	—

※単位未満を切り捨てているため、合計とは一致しない。

2 計数については、平成23年度一般会計予算分(予備費・1次～3次補正)及び平成24～27年度復興特会予算分である。

※3 国有林野事業特会及び社会資本整備事業特会が廃止されたことによる繰越分を含んでいる。

※4 計数については、求償対象経費等を含んでいます。
※5 執行見込額については、翌年度繰越額を含んでいます。